

議案第 59 号

平成 22 年度狭山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 22 年度狭山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

平成 23 年 8 月 31 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成